

被災した会員の皆様へ

診療・生活再建に係わる**雇用・契約問題**の紹介②

～2011. 4. 22 版～

<主な震災復旧関連の公的融資制度等(概要)>	1
<独立行政法人福祉医療機構・医療貸付事業(概要)>	2
<東日本大震災にかかる災害復旧資金の概要【医療貸付】>	3

※3月11日の東日本大震災に伴い、多くの医療機関が被災し、雇用・契約の取り扱い、診療再建に向けて多くの要望が出されています。その中から当面する案件について、順次ご紹介いたします。

※なお、各種行政上の制度を利用する際には、罹災証明書が必要な場合が多くなります。手続きなど詳細については必ず市町村の窓口でご相談下さい。

融資制度等の内容の追加・修正等の可能性もあります。各制度についての最新の内容・条件等の詳細、他の制度の有無等につきましては、各機関にお問い合わせ下さい。

この資料は全国保険医団体連合会ホームページの右上、「東日本大震災関連記事」にも掲載しています。ホームページアドレスは以下の通りです。

<http://hodanren.doc-net.or.jp/index.html>

内容は状況の変化に伴って追加、削除等を行っていく予定です。

主な震災復旧関連の公的融資制度等(概要)

制度名 (取扱機関)		制度の対象者		
		災害の直接被害者 (災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業)	災害の間接被害者 (左記の直接被害者と一定以上の取引依存度等の事業者)	計画停電・風評被害等の被害者 (「災害による計画停電の影響を受けている場合、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害を原因とする場合等の間接被害者」や「震災の被災者に限らず、業況が悪化している事業者」)
災害復旧貸付 (日本政策金融公庫)	事業の復旧に必要な設備資金・運転資金を長期・低利で融資 ①貸付限度： 中小事業1.5億円、国民事業3千万円（いずれも別枠） ②貸付利率： 中小事業1.75%、国民事業2.25% （基準金利（5年以内 平成23年3月12日現在）） ③貸付期間： 運転資金10年以内（据置期間2年以内） 設備資金10年以内（据置期間2年以内） <特別措置(金利減免)> 右欄の(※)に該当する方は、上記の貸付金利（通常の災害復旧貸付・危機対応業務の貸付金利）より▲0.9%の金利減免が適用（貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限）。	○	○	
		・災害による直接被害者、間接被害者が対象です。 (※)以下のいずれかの場合、特別措置（金利減免）が適用されます。 ・直接被害者： 主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方。罹災証明の発行を受ける必要があります（事後提出でも可）。 ・間接被害者： 直接被被害者との取引依存度が一定以上等の要件を満たす方。取引先の罹災証明の写し又は被害証明申請書が必要です。		
一般保証 (信用保証協会)	事業用資金の借入を行う場合の保証 ①保証限度： 無担保8千万円、最大2億8千万円 ②保証料率、保証期間： 各信用保証協会にお問い合わせ下さい。	○	○	○
		・中小企業者が対象です。		
災害関係保証 (信用保証協会)	事業再建資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証 ①保証限度： 無担保8千万円、最大2億8千万円 ・一般保証と別枠。セーフティネット保証と同枠。融資額の全額を保証。 ・8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。 ②保証料率、保証期間： 各信用保証協会にお問い合わせ下さい。	○		
		・地震による直接被害者が対象です。主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方で、罹災証明の発行を受ける必要があります（事後提出でも可）。		
セーフティネット保証(5号) (信用保証協会)	経営安定資金の借入を行う場合、一般保証と別枠で保証 ①保証限度： 無担保8千万円、最大2億8千万円 ・一般保証と別枠。災害関係保証と同枠。融資額の全額を保証。 ②保証料率、保証期間： 各信用保証協会にお問い合わせ下さい。	○	○	○
		・平成23年4月1日～9月30日については、原則全業種（82業種）が対象です。 ・対象業種のうち、災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者（直接被害者、間接被害者も含まれます）が利用可能です。 ・具体的には、①最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少、または②地震発生後、最近1か月の売上高等の前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少が見込まれる等の要件を満たす必要があります。		

※上記の内容は、『中小企業向け支援策ガイドブック ver. 02』（平成23年11月4月8日 中小企業庁HP）より抜粋・作成しています。

『ガイドブック』については、下記のURLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

※最新の制度等の詳細につきましては、各機関にお問い合わせ下さい。

○中小企業庁では、震災の影響を受けた全国の中小企業者から資金繰りなど幅広く相談できる窓口を設けております。

中小企業電話相談ナビダイヤル 0570-064-350(土日祝日も対応) ※最寄りの経済産業局・中小企業課につながります。

○日本政策金融公庫の電話相談窓口 **【平日】0120-154-505 【土日祝日】0120-327-790(中小企業事業)、0120-220-353(国民生活事業)**

○信用保証協会の資金繰り（保証制度）のお申し込み・ご相談窓口 **岩手県:019-654-1505 宮城県:022-225-5230 福島県:024-526-1530 茨城県:029-224-7811**

○各市町村・県においても、事業再建に係わる融資制度等について独自に対応している場合があります。別途、ご確認下さい。

独立行政法人福祉医療機構・医療貸付事業(概要)

【診療所】 医科・歯科、共同利用施設 ※個人、法人

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融 資 額 (次の1、2のいずれか低い額となります)
新築資金	〈有床診療所〉 病床不足地域における新設の場合	建築または購入	耐火20年以内 (2年以内) その他15年以内 (2年以内)	1. 限度額 建築資金5億円 2. 標準建設費の80%以内 医療提供体制施設整備交付金の地球温暖化対策整備事業の対象となった診療所の建築資金については融資率を90%以内とします。 3. 土地取得資金 3億円 新築資金及び甲種増改築資金(増床又は移転事業の場合)については、土地取得資金も融資の対象となります。
			賃借	
	権利金 5年以内 (6か月以内)			
増改築資金	甲種 〈有床診療所〉 病床不足地域における増改築の場合	建築または購入	耐火20年以内 (1年以内) その他15年以内 (1年以内)	
			賃借	
	権利金 5年以内 (6か月以内)			
	乙種 〈有床診療所〉 病床充足地域における増改築の場合	建築または購入	耐火20年以内 (1年以内) その他15年以内 (1年以内)	
			賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)
	権利金 5年以内 (6か月以内)			
機械購入資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合	建築または購入	耐火20年以内 (1年以内) その他15年以内 (1年以内)	1. 限度額 2,500万円 ただし、 救急診療所 3,000万円 健診センター 4,500万円 共同利用施設 6,000万円(注) 2. 購入価格の80%以内 (1品の価格が10万円以上)
			5年以内 (6か月以内)	
長期運転資金	新設(新築資金)に伴い必要な場合		3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 300万円 2. 所要資金の80%以内
	新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金		5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内 (1年以内)	限度額 4,000万円
	経営環境変化に伴う経営安定化資金		7年以内 (1年以内)	限度額 4,000万円

注) 医師会の開設する共同利用施設が下記特定機械を購入する場合は限度額を7,500万円、償還期間を8年以内とします。
核磁気共鳴断層撮影装置、電子カルテ等診療情報提供システム

○利率は貸付契約時のものとなります(金融情勢に応じて変わります)。なお、貸付契約10年経過後に金利を見直す制度もあります。

○原則として担保が必要です。また保証人1名以上(もしくは貸付利率への一定率の上乗せ制度)が求められます。

○貸付方式には、機構に直接融資を申込み直接貸付と機構の代理店となっている金融機関に融資を申込み代理貸付があります。

※上記の内容は、医療貸付事業『融資のごあんない 平成23年度』(パンフレット)等より抜粋・作成しています。
パンフレット等については下記のURLをご参照下さい。

<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/pamphlet/tabid/519/Default.aspx>

※最新の制度等の詳細につきましては、福祉医療機構にお問い合わせ下さい。

「平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口」を下記のとおり設けております(土日祝日も対応)。

医療施設等経営者向けの融資等に関するご相談 医療貸付部・医療審査課 0120-3438-63
福祉、医療施設向けの融資の返済等に関するご相談 顧客業務部・顧客業務課 0120-3438-64

※福祉医療機構では、東日本大震災を受けて医療貸付事業等に関して以下の特別措置を実施しています。

東日本大震災にかかる災害復旧資金の概要【医療貸付】

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被害を受けた医療関係施設の開設者であって、事業所または、主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金

3. 貸付限度額

【融資率】

災害復旧資金	通常
90%	75%・80%

【各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内】

○甲種増改築資金・乙種増改築資金(ただし標準建設費を基準とする)

	災害復旧資金	通常
診療所	10億円	5億円

○機械購入資金

	災害復旧資金	通常
診療所	5,000万円	2,500万円

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
診療所	600万円	300万円

4. 償還期間(据置期間)

機械購入資金、長期運転資金のみ最長6月延長

○機械購入資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長5年6月	5年
(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長3年6月	3年
(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)

5. 貸付利率

	区分	特別措置		通常の貸付利率
		1,000万円まで	1,000万円超	
診療所	甲種増改築	0.70%(0.30%)	1.60%(1.20%)	1.60%(1.20%)
	乙種増改築	1.20%(0.80%)	2.10%(1.70%)	2.10%(1.70%)
	機械・運転	0.30%	1.20%	1.20%

- ・保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せ
- ・利率の()は、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利
- ・利率は平成23年4月13日現在(利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい)。

6. 取扱期間

激甚災害の適用地域については、平成23年3月11日から平成23年9月11日までに災害復旧資金の貸付けを受ける者について、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後3年間。4年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率とします。

貸付条件等の詳細については、以下にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先) 東日本大震災を受けた医療貸付の特別措置に関して、
福祉医療機構 医療療貸付部・医療審査課 TEL:0120-3438-63 FAX:03-3438-0659

7. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予(元利金)を実施します。

(問い合わせ先) 東日本大震災を受けた医療貸付の特別措置に関して、
福祉医療機構 顧客業務部・顧客業務課 TEL:0120-3438-64 FAX:03-3438-9248

施設整備資金等に関する更なる優遇措置の検討

現在、施設整備資金に対する優遇措置や上記の運転資金の更なる優遇措置について、引き続き検討することとしており、その詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページで順次、速やかにお知らせして参ります。

※上記の災害復旧資金等の内容は、「『平成23年東日本大震災』に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた医療施設の皆さまへの特別措置の実施について」(平成23年4月13日改定)より抜粋・作成しています(主に診療所部分)。
最新の状況等の詳細については、下記のURLをご参照下さい。

http://hp.wam.go.jp/home/topics_list/recovery/tabid/947/Default.aspx